

平成30年度 第2回石巻市被災者自立再建促進対策本部会議要旨

日時：平成30年12月4日（火）

会場：庁議室

[報告事項]

(1) 仮設住宅概要及びプレハブ仮設住宅入居者の再建見込みについて

ア 仮設住宅概要 [11月1日時点]

- ・プレハブ仮設住宅入居 141世帯（158戸、315人）
- ・みなし仮設住宅入居 145世帯（341人）
- ・その他県外等入居 34世帯（69人）

- ・プレハブ仮設団地解消数 118団地
- ・ " 解体団地 75団地
- ・ " 入居団地 16団地

イ プレハブ仮設住宅入居世帯の再建（退去）時期見込み [11月1日時点]

- ・H30年度 再建（退去見込み）【特定延長（再延長）世帯以外】

時期決定	時期未定	計	内訳	
			特定延長 対象外	特定延長 (再延長以外)
82世帯	29世帯	111世帯	32世帯 ※1	79世帯 ※2

【※1内訳】

区分		件数
自宅完成待ち		10
再建先 確保済	荷物移動未	8
	返還手続き未	3
再建支援中		11
計		32

【※2内訳】

再建方法		件数
復興公営（市内）		17
自宅 建築	防集	47
	一般募集（新市街地）	7
	区画整理	4
	公共事業以外	4
計		79

・ H31年度 再建（退去）見込み【特定延長（再延長）世帯】

時期	H31.4～9月	H31.10～H32.3月、未定	計
市内プレハブ団地	26世帯 ※3	2世帯 ※4	28世帯

【※3内訳】復興公営：新蛇田南D 11世帯
 東松島市柳の目西 11世帯
 公共事業：上釜 1世帯
 防集：伊勢畑 1世帯
 二子 1世帯
 新蛇田南 1世帯

【※4内訳】区画整理：湊東 1世帯
 湊北 1世帯

[主な質疑応答]

Q 市内プレハブ団地の最後の期限を過ぎても入居を継続する世帯は何世帯が見込まれるか。

A 2、3世帯。ただし、これまでの対応で県から直接入居者に話をし、不正な入居について訴訟警告をすることで、返還が進んできているところもある。特定延長対象外の世帯については、訴訟になる場合、最短で県の2月議会に上程し、裁判は6月判決となる。

[審議事項]

(1) 津波浸水区域被災住宅小規模補修補助金交付事業の申請期限の延長について

平成30年度の期間限定で実施したところだが、11月20日現在の申請数は想定との2,800件に対し、約500件となっている。また、事前相談後に申請に至っていないものが約850件、申請検討中の世帯も多いことから、申請期間をさらに延長する必要性が生じている。申請期間を延長し、補修費用補助の支援を継続することで、在宅被災者等の住環境の改善と住宅再建に寄与する。

【申請期間の延長】

「平成31年3月15日まで」を「平成32年3月15日まで」とし、1年延長する。

【改正施行予定年月日】平成31年3月1日

[主な質疑応答]

Q 約1,200件が調査済みとのことだが、調査の状況と調査結果は。

A これまで全く相談のなかった3,000件ほどの世帯に制度の通知をし、その後相談がなかった約2,400件を訪問したが、不在で会えない世帯も多かった。調査済みのうち約4割が申請を検討しており、約3割5分が再建完了と見込まれる。

(2) 復興公営住宅等移転補助金交付事業の申請期限の延長について

現行では、申請期限を平成31年3月31日までとしているが、仮設住宅入居者の特定延長に再延長が認められたことから、申請期間をさらに延長する必要がある。申請期間を延長し、賃貸住宅への移転費用等に対する支援を継続することにより、応急仮設住宅からの円滑な移転を図る。

【申請期間の延長】

「平成31年3月31日まで」を「平成32年3月31日まで」とし、1年延長する。

【改正施行予定年月日】平成31年3月1日